

プライム

B-12-①

(2023年4月3日現在)

商品名	プライム																	
ご利用いただける方	申込日時点または貸付実行日時点において当金庫から借り入れた一般社団法人しんきん保証基金保証付ローンの利用が次の1. 2. 3. のいずれかを満たす場合、または4. に該当する場合プライムが利用でき保証料が安くなります。 1. すべての基金保証付個人ローンまたは基金保証付住宅ローンの利用状況が次のいずれかに該当する場合 ①貸付実行日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている ②完済してから3年以内 2. 基金保証付カードローン(セットプラン含む)が次のいずれかに該当する場合 ①契約中 ②新規契約(プライムの貸付実行日以前(同日含む)に契約する) ※基金保証付カードローンには教育カードローンは含まれません。 3. インターネットからお申込みの方 4. 電気自動車(新車・中古車)を購入する方																	
資金使途	(1) 自動車等購入資金及び関連資金(カーライフプランに同じ) (2) 学校納付金等の教育関連資金(教育ローン ステップに同じ) (3) リフォーム関連資金(リフォームローンに同じ) (4) 住宅関連資金(無担保住宅ローンに同じ)																	
ご融資金額並びにご利用期間	・1万円以上1万円単位とし、融資限度額は、下表によります。 ただし、プライム申込金額を含むすべてのしんきん保証基金保証付ローン(住宅ローンは除く)との合計で3,000万円以内となります。 <table><tr><td>資金使途</td><td>融資限度額</td><td>ご利用期間</td></tr><tr><td>自動車等購入資金及び関連資金</td><td>1,000万円</td><td>3カ月以上10年以内</td></tr><tr><td>学校納付金等の教育関連資金</td><td>1,000万円</td><td>3カ月以上16年以内</td></tr><tr><td>リフォーム関連資金</td><td>1,000万円</td><td>3カ月以上15年以内</td></tr><tr><td>住宅関連資金</td><td>1,000万円</td><td>3カ月以上20年以内</td></tr></table>			資金使途	融資限度額	ご利用期間	自動車等購入資金及び関連資金	1,000万円	3カ月以上10年以内	学校納付金等の教育関連資金	1,000万円	3カ月以上16年以内	リフォーム関連資金	1,000万円	3カ月以上15年以内	住宅関連資金	1,000万円	3カ月以上20年以内
資金使途	融資限度額	ご利用期間																
自動車等購入資金及び関連資金	1,000万円	3カ月以上10年以内																
学校納付金等の教育関連資金	1,000万円	3カ月以上16年以内																
リフォーム関連資金	1,000万円	3カ月以上15年以内																
住宅関連資金	1,000万円	3カ月以上20年以内																
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。(固定金利型)																	
ご返済方法	・毎月元金均等返済または元利均等返済でボーナス月増額返済の併用も出来ます。 ・ボーナス返済部分の元金のご融資金額の50%までとします。																	
保証人・担保	・しんきん保証基金が保証いたしますので必要ございません。																	
保証料	・ご融資利率に含まれますので、別途お支払いいただく必要はございません。																	

手数料	・融資事務手数料として1,100円（消費税込）が必要となります。 ・返済条件を変更する場合や一部繰上返済を行う場合は、所定の事務手数料が必要となります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算等については、当金庫窓口までお問い合わせください。